

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 4 号

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市学校給食費の管理に関する条例(令和 4 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 8 年度における学校給食費の徴収の特例)

- 6 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)において実施される学校給食に係る学校給食費についての第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「相模原市立小学校及び義務教育学校の第 1 学年の児童を除く」とあるのは、「生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 1 3 条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている世帯に属する児童に限る」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。